

出雲市貸付金の返還債務の免除について（農業関係）

出雲市貸付金の返還債務の免除に関する条例（平成 23 年出雲市条例第 132 号。平成 23 年 9 月 30 日施行）第 2 条の規定に基づき、平成 29 年度において下記のとおり貸付金の返還債務を免除しましたので報告します。

記

資金の種類	貸付金の内容	免除要件	免除の 範 囲	件 数 (件)	貸付金額 (円)	免除金額 (円)
青年農業者 等早期経営 安定資金	青年農業者及び 自らの農業経営 の後継者として 青年農業者を雇 用して就農させ た農業法人等 に対して、本市 の農業の担い手 を育成確保する ことを目的に資 金を貸与する。	(青年農業者) 貸与決定日から 5年間市内にお いて専業的に農 業に従事	全額 免除	1	200,000	200,000

【内 訳】

No.	対象者(住所・年齢)	作物等	免除金額(円)	就農年月	貸与年度
1	東園町・30代	ぶどう	200,000	H23年6月	H24年度

〈参 考〉

当該貸付は、平成 19～24 年度に実施したもので、返還免除は平成 29 年度が最終年度となります。